

第12期第4回川崎市男女平等推進審議会議事録

日時	令和7（2025）年10月28日（火）15：00～17：00
場所	川崎市役所本庁舎21階市民文化局会議室
出席者	《委員》村尾会長、板井副会長、阿部委員、新井委員、戒能委員、川上委員、橋本委員、樋口委員、松本委員、柳田委員、山崎委員（11名） *欠席者 小泉委員、嶋田委員（2名）  《事務局》人権・男女共同参画室 長沼室長、押田担当課長、高山担当係長、松田職員、赤池専門調査員  出席者 合計 16名
傍聴者	0名
議題	(1) 川崎市男女平等推進行動計画の評価に係るヒアリングのまとめについて (2) 第6期男女平等推進行動計画策定の取組状況について (3) その他

議題（1） 川崎市男女平等推進行動計画の評価に係るヒアリングのまとめについて

《事務局から、資料1の説明》

（戒能委員）質疑に基づく提言の最大のポイントは、ジェンダー視点が相談支援に十分に生かされていないことである。委員からの意見をできるだけ取り入れようというお考えだったのかもしれないが、提言はポイントを簡潔に明確に示すことが大事である。そのため、「ジェンダー平等に加えて」と、ジェンダー平等の視点に加えるのではなく、ジェンダーの視点が最も大事であることを示す。その上で、現代社会では多様で複合的な問題や困難に直面すること、複合的な差別の下で女性が困難な問題に直面する視点が大事であると少し整理したほうがよい。具体的にどのような施策が必要なのか整理し、認識の変革や実態の把握に基づく相談支援が大事であることを示した上で、研修の問題、統計調査、3番目に広報について説明するなど少し整理をした方がよい。各委員の意見を丁寧にすくい上げて書こうとしていることは分かるが、もう少し具体例を整理し、2ページにするなど、もう少しコンパクトに書いていただきたい。

（高山担当係長）今回は例年テーマが二つのところを一つにしているので、より丁寧に書いたほうが良いと判断した。また、戒能委員の御指摘のとおり、なるべくいただいた意見を盛り込むようにしたため、文章が長くなったところはある。少し焦点を明確にできるよういただいた意見を踏まえて、読みやすく整理したい。

（村尾会長）戒能委員の意見は非常に共感している。男女共同参画や男女平等推進は、様々な部局を横断して推進しなければ、全体としての実効性が向上しない事柄である。いわゆる男女共同参画の分野に選択と集中のような形で取り組むだけでは、実効性が高まらない事柄であると考えている。ジェンダー主流化、すなわち男女共同参画や男女平等推進を中心に据え、全体を動かしていくことが、この審議会から発信すべき内容である。その意味において、この提言におけるジェンダー平等の視点に加え、外国人や女性など複数の属性から記載する場合、ジェンダー平等や男女共同参画推進に外国人を付加するという趣旨に誤解されかねない。しかし、当審議会におけるヒアリングの目的は、外国人に関する施策にジェンダーの視点を導入することであり、これはジェンダー主流化の一環である。したがって、その点について修正を求めるものである。

さらに、細部の文言に関する指摘であるが、ジェンダー統計を提言に含めていただいたことは評価する。しかし、「男女別の項目設定は少数」という表現が複数箇所に見られるが、より正確には「男女別の集計、集計項目が少数である」と記載することが適切であると考え。

(赤池専門調査員) 冗長にまとめ、各委員の意見はどれも大事で、絞ることに迷ったため長くなってしまったが戒能委員と村尾会長の意見を踏まえてまとめ直したい。今の外国人施策の中にジェンダー視点を入れるということが第一の明確なポイントとして、冒頭からお伝えできるような形に修正したい。

(板井副会長) 関係部署のヒアリングがよく分かったので、とてもよく論点をまとめられているなというのが率直な印象である。資料1の10ページ以降はまた同じ内容があるように見える。

(高山担当係長) 事務局側の印刷の誤りであり、10ページ以降に同じものが2回印刷されてしまった。

(板井副会長) 交差的な視点での研修がどのようなものか気になったので、当日の内容を教えてください。

(村尾会長) 当日は、困難が複合する状況を考慮する必要があるという趣旨の議論があり、外国人の女性でさらに例えば子どもがいるなど、複数の要因が重なることで、困難の解決をより難しくしている状況がある。そのような話があったと認識している。

(高山担当係長) 特に交差的という言葉は、説明の中からはなかったが、まとめるとその言葉で言い換えられるのかなと考え、使用している。

(板井副会長) 了解した。

(赤池専門調査員) 川崎で長らく活動しているフィリピンの女性団体であるカラカサンも議論に挙がり、例えば、在留資格を有する人々と、同じ女性であっても状況に差異があるなど、複数の属性や単純な男女の区分だけではなく、いくつかの視点を踏まえて捉える必要があるという考え方が、議論の中でにじみ出ていたと認識している。そのため、それらを一つの言葉にまとめ、交差的という表現を加えた。

(板井副会長) 先ほどもジェンダー主流化に関する議論があったと認識しているが、複合的という観点を論じる際に、ジェンダー主流化、すなわちジェンダーの視点が複雑に絡み合う一要素として歪められてしまう側面が、場合によっては生じ得る。そのため、ジェンダー主流化、すなわちジェンダー視点をまず基盤として位置づけ、その上で外国人施策を検討する必要があるとまとめることが重要と考える。

(村尾会長) 複合的・交差的というのは、用語としてアカデミック過ぎないか心配したが、交差的は問題ないか他の委員の意見を伺いたい。

(戒能委員) 現象を表現する概念なのか、それとも複雑に絡み合う要素を分析するための概念なのか、まだ一般的ではないと感じている。交差性という言葉は用いられているが、「交差的」と表現するのかについては疑問がある。そのため、公文書においては慎重に扱うべきであり、現時点では安易に使用しないほうがよいと考える。交差性という概念は、まだ難解であり、一般的に浸透していないと認識している。

(板井副会長) クレンショ어의交差性という言葉はこれから浸透してくるかもしれないという段階のため、複合的なぐらいに収めたほうがいいのかもわからない。

(村尾会長) 事務局にて検討いただきたい。

(高山担当係長) 御意見について検討させていただく。

(橋本委員) 内容的なことというよりは、何か見出しを入れるなど一目で内容が分かるようにし、読みやすくなるようにしていただきたい。

(高山担当係長) 報告書の体裁については、例年見出しを特に設けない形で作ってきたところで、昨年度も1点目、2点目など複数意見の内容がどの範囲までなのか分かるようにして欲しいという意見を踏まえて作成しており、今回の報告書も昨年度を参考にして作成をした。より読みやすくなることは非常に大切な視点であり、見出しまで設けるか再度検討し、より読みやすい方法を検討する。

(樋口委員) 特に、女性の生活者、すなわち労働者ではなく生活者としての外国人女性の場合、子どもの間

題や教育の問題に関して、様々な困難や課題を抱えている方々が区役所に相談に訪れることが多いと考えられる。提言（課題を踏まえた取組の提案）について、ワンストップセンターの機能向上が期待されると記載しているが、ワンストップセンターのみの機能向上にとどまるのではなく、双方向の情報共有の仕組みを構築することが重要であるとする。具体的には、ワンストップセンターにおける情報共有の仕組みだけでなく、通常の行政機関との間で双方向の情報共有を行う仕組みを整備する必要がある。その趣旨を伝えたつもりであるが、これはワンストップセンターに全てを集約するのではなく、通常の行政においても外国人の困難な状況に関する情報をどのように把握するかという課題を指摘したものである。その点について、双方向の仕組みに関する具体的なアイデアが必要であるとするが、いかがであろうか。

（高山担当係長）名称はワンストップセンターであるが、相談を受けて特定の支援制度につなげる機関ではなく、様々な言語を使用する方々のあらゆる相談内容も1回受け止め、それを関係機関につなぐ役割を担っていると所管課より説明があった。ここで伝えたいことは、ワンストップセンターが幅広い機関や方々からの相談を受け、より相談者の望む支援につないでいくことに加え、入管に関する相談等、専門性の高い相談に対応できるようにしていくことに対して「機能向上」という言葉を使っている。樋口委員の意見を踏まえ、よい表現を考えたい。

（阿部委員）本当に分かりやすくまとめていただいたと感じている。4ページ下段に「国籍に関係なく市民同士が交流」とあるが、小さい子どもなどの公園デビューをサポートするのは、地域が重要になってくる。自分の子どもに友達ができないことを相談することは無いと思うので、町内会や子ども会なども含めて一緒に考えていかないと取組が進まないと思う。内容自体は修正無しでよい。

（赤池専門調査員）阿部委員の御指摘はそのとおりであると思うので、もう少し明確になるよう表現の工夫を考えたい。ヒアリングでも、日本語教室から出発して、そのコミュニティの場を大事にしたいという姿勢は伝わってきたため、その場の活用について、審議会として提言ができるとうい。

（松本委員）資料1の1ページの2の令和7（2025）年度のテーマ（1）の下の、1ページについて、2の（1）の男女共同参画の視点に立った地域防災の推進についてという文字は昨年度のものが残っていたのではないかと。

（高山担当係長）ご指摘のとおり誤記のため修正する。

（松本委員）理念としてはとても皆さんが共感するような、またヒアリングの内容を反映した内容でまとめているが、抽象的なものとなっている。具体的な課題を挙げ、課題に対してどう取り組んでいくのか伝わりにくいという印象がある。主語がない文章があるので、どの部署が課題に取り組むのか分かりにくい。三つの課題と三つの提言の中で、特に提言として取り組んでいくべきものが分かるとうい。私が指摘した点を二つ挙げる。第一に、事前資料として配布された「川崎市外国人市民意識実態調査報告書」に含まれる統計データの結果を踏まえ、ジェンダー評価の観点から外国人施策に活用できる設問と回答には、特徴が見られる部分が多く存在していた。近年の傾向として、両親とも母国語を日本語としない家庭が増加しており、外国人同士のカップルが結婚し、子どもが生まれ、家庭内で日本語を使用しないため、日本語学習が十分に進まず、日本社会の制度や生活に必要な知識・情報が浸透しない、必要な情報にたどり着けない外国人家庭が増加していることが統計データから読み取れる。その中で、子育てや出産・育児に関する問題には、女性特有の課題も多く存在する。このような視点を踏まえ、具体例を挙げた事例集の作成や相談体制への反映といった具体的な提言を行った。第二に、「統計データを役立てる」「分析を充実させる」といった抽象的な方向性は重要であるが、具体的にどのような取組を進めるべきか、項目をリスト化するなど、より具体的な提言に落とし込むことが必要であるとする。各委員からも具体的な提言や提案が複数示されていたため、それらを可能な限り取り込み、提言に反映することが望ましいとする。

（高山担当係長）外国人市民施策の取組については、ヒアリングで説明させていただいた多文化共生推進課が所管ということになるので、基本的な主語、取組の主体になっていく。ただ、ワンストップセンターや多

文化共生プラザとつながっている各機関については、いろんな局の部署があるので、取組によって主たる役割を果たしている部署が分かるような記載を検討したい。取組内容については、より具体的なものが望ましいが、人権・男女共同参画室だけでは提言できるか判断できないため、外国人市民施策を所管する多文化共生推進課に確認の上、検討させていただきたい。

(新井委員) 内容はよくまとまっていると思ったが、文章として分かりにくい点があり、例えば資料1の3枚目の下に「ジェンダー平等の視点に加え」とあるが、その後に「女性など複数の属性が」とあるのは意味が分からない。3行目の「ジェンダー統計」、下から2行目の「ジェンダーの視点から」などジェンダーという言葉が繰り返されている部分がほかにもあることで、分かりにくくなっていると感じた。

(赤池専門調査員) 繰り返し同じような言葉とならないよう、分かりやすい文章を検討したい。

(柳田委員) 内容に関しては、他の委員が御指摘されたため追加は無いが、橋本委員の指摘した見やすさという点について、見出しをもし入れなくても、話題の転換のところで空行を1行入れることで見やすくなる。また、新井委員の指摘した読みにくいことを含めて検討をお願いしたい。報告書の取りまとめに直接関係するかは不明であるが、私自身の経験から一つ述べたい。ジェンダーやセクシュアリティに関わる場合、それを施策に落とし込み、適切さに基づいて行動や支援を行う際、自身の態度や振る舞い方が問われる。ジェンダーに関する議論は一言で言えば難解である。難解である理由として、例えば現在も存在するレディースデーがジェンダー平等に適合するの否か、女性専用車両の設置がジェンダー平等に合致するの否かといった議論が生じる点が挙げられる。ジェンダーを専門的に学んだ者にとっては当然のことでも、一般社会ではそのような問いに直面すると理解が困難になる場合がある。このような状況を踏まえ、ジェンダー平等を推進する際には、研修の充実が不可欠である。報告書にも研修の必要性が記載されているが、重要なのは研修の進め方と内容である。ジェンダーに関する基本的な理解がない者を前提に研修を設計しなければ、効果的な研修にはならないと考える。これは私の経験に基づく意見であり、この場で共有したい。

(高山担当係長) 報告書の見やすさについては、御提案いただいた空行を含めて検討したい。2点目の言葉の使い方については、再度確認をさせていただきたい。

(山崎委員) 先ほど柳田委員が言われたように、私自身はあまりジェンダーのことに詳しくないので、その視点で見るとやはり先ほど言われていた交差的な困難、ジェンダーの視点で「複合的・交差的な困難への理解を深める研修の充実」はどのようなものなのか分からなかったので、表現が難しい面があると感じた。

(高山担当係長) ほかの委員の皆様からも言葉の分かりやすさについて御指摘いただいたが、特に「交差的」については、板井副会長からまだ浸透しつつあるような状況だということ御意見をいただいたので、他の表現を検討する。

(村尾会長) 資料1に対する各委員の意見を踏まえ事務局にて修正をお願いしたい。修正案は、審議会終了後にメールで各委員に送付をお願いしたい。

## 議題(2) 第6期男女平等推進行動計画策定の取組状況について

《事務局から資料2、資料3の説明》

(橋本委員) 議会の反応や質問を教えてください。

(押田担当課長) 目標Ⅱの市の管理職における女性の割合が伸びていないため、市の取組を問われた。所管部署は市の人事課になるため、人事課から聞いていることとして、市のメンター制度では、通常のメンターだけではなく、オンライン上でメンターとメンティーという関係だけではなく広く質問でき、メンターの回答を登録している全員のメンティーがオンライン上で見られるような仕組みがあることを説明した。目標ⅣではDVと児童虐待は関連性が非常に強いと考える議員から質問を受け、誰にもどこにも相談しない方が

多いことに衝撃を受け、対策が必要ではないかと御意見をいただいた。児童虐待とDVが非常に似通った構造にあり、どちらも家庭という密室、閉鎖された場面の中で行われているため、広報など一緒にできないか御質問いただいた。DVに関しては駅の構内や車内のデジタルサイネージで広報をしているが、相談窓口の周知に関しては、引き続き啓発が必要であると説明している。

(戒能委員) 御説明によれば、スケジュールは既に庁内で調整され、ほぼ内容が固まっている。その後、約1か月間のパブリックコメントを経て、最終的に来年2～3月頃に計画が決定する予定である。自治体が行政の責任において計画を策定することは理解しているが、この審議会委員の意見をもう少し聴取する機会を設けていただければよかったと考える。次に、新しい目標Ⅳについてであるが、ここではDVと女性支援が一体として扱われているが、従来はDVが中心であり、現在もDV相談が圧倒的に多い状況である。DVは重要な問題であり、児童虐待との関連も極めて重要であると認識しているが、女性支援はDVや暴力に限定されるものではなく、より広範な課題を対象とする必要がある。例えば、孤立や社会的孤立、貧困問題、若年女性の性暴力などを含め、若年女性や中高年女性、さらに本日のヒアリングテーマである外国人女性問題など、対象を広げることに意義がある。従来は制度がなく、複合的な課題に包括的に対応する仕組みが存在しなかったため、女性支援法が制定された経緯がある。具体的な施策としては、既に男女共同参画センターで実施されている「お月さまカフェ」による居場所づくりが一例である。また、支援調整会議という新しいシステムが構築される予定であるが、目標Ⅳにどのような具体的施策が含まれるのかが重要である。議会においても女性支援法の認知度は低く、DVとの違いが理解されていない場合が多いと推察される。四つの大きな目標の一つとして女性支援を明確に位置づけている自治体は非常に少なく、その意味で本計画は極めて貴重であると考ええる。可能な範囲で結構であるので、女性支援に関する具体的な施策について、どのような内容を検討しているのかをお示しいただきたい。

(押田担当課長) 審議会への説明が遅れたことは遺憾であり、申し訳なく思う。目標Ⅳには基本施策を二つ位置づける予定であり、基本施策11は女性支援に関する施策、もう一つはDVに関する施策であり、それぞれを明確に位置づける。女性支援法に関する基本施策11の下には、三つの施策を想定し、1つ目は、様々な機関と連携・協働した支援体制の充実であるが、これには、先に述べた支援調整会議を位置づけるもので、現在、区役所と調整中であり、こども未来局を中心に国が示す三層構造を踏まえ、現行会議のメンバーも含めた体制を構築中である。2つ目は、早期把握に向けた連携及び安心して相談できる窓口の整備と周知である。DVに限らず、孤立・孤独、仕事、健康、住まい、経済、家庭内での居場所の欠如など、様々な困難に対応できる相談窓口の存在を広報・啓発することが重要である。具体的な方法は未確定であるが、ターゲット層に応じた広報手法を検討し、必要な予算を要求しながら取り組む予定である。3つ目は、当事者の意思を尊重した自立支援の促進である。困難女性への対応において、行政内部、特に窓口担当部署の認識が不足していることを人権担当部署として認識している。この課題に対し、事業を立案し、改善を進めることで、より充実した支援体制を構築していきたいと考えている。

(戒能委員) 基本理念、支援法の基本理念の重要な点は、意思の尊重であり、全てのプロセスで一番大事なものであるが、具体化するためには民間団体との協力、連携、協働が必要となる。民間の支援団体については、3つの施策に含まれるのか。民間支援団体は、さらに存在していると考ええる。また、神奈川県においては、県が積極的に取り組んでいると聞いている。加えて、他の自治体でも同様の動きが見られる。したがって、民間支援団体の力をより活用すること、さらには新たに立ち上げる団体への支援を行うことが重要であると考ええる。その際、女性支援法の理念の一つである「協働」、すなわち民間支援団体と行政との協働を明確に打ち出すことが望ましい。この点については、パブリックコメント等で意見を提出したいと考えている。

(押田担当課長) 民間団体との連携に関しましては、基本施策11番の下にぶら下がる予定の三つの施策のうち1番目の中できちんと取り組んでいく。神奈川県では通所型のシェルターが設置され、また川崎市内においても民間事業者が居場所づくり事業を開始している。私自身、毎月は難しいものの、これらの場に参

加するよう努めており、顔の見える関係を構築することは極めて重要であると強く認識しているため、今後でも取り組んでいきたいと考えている。さらに、民間との連携に加え、福祉部門と当室が所管する男女共同参画センターとの連携を一層強化する必要があると考える。男女共同参画センターでは、電話相談を入口として、面接相談や法律相談へとつなげる体制が整備されている。同センターに寄せられる相談は多様な経路から入ってくるが、行政機関からの相談は、その後の面接や法律相談、具体的な支援へとつながる割合が高い。このため、行政と男女共同参画センターとの連携をさらに拡充していくことが重要であるとと考えている。

(柳田委員) 一般市民にとっては、関心が薄く、縁遠いものと捉えられがちである。そのため、市民の目に触れる議事録に答申を掲載する意図も含め、質問をさせていただく。第一に、行政においてこのような行動計画を策定する意味、及び行政活動における位置づけについて教示いただきたい。第二に、今回のプラン、すなわち行動計画が策定されたことにより、市民生活にどのような影響が生じるのか、また、このプランがある場合とない場合で市民生活にどのような違いが想定されるのかについて教示いただきたい。

(押田担当課長) 計画案の中では、数値目標を設定している。行政計画においては、例えば4年間の計画期間終了時にどのような姿を目指すのか、そのために何をどのように取り組むのかを明示することが求められる。男女共同参画計画は、特定の分野に重点を置くものではなく、あらゆる分野で取り組む必要があるため、重点施策を示してはいないが、令和8年から11年までの4年間において、どの課題に取り組み、結果としてどの数値を達成するのかを示し、それに向けて具体的な取組を明らかにするものが、この行政計画である。次に、市民生活への影響についてである。現状では、男女共同参画や人権に関して日常的に認識している市民は多くない。例えば、男女共同参画を意識して生活している市民はどれほどいるのかという疑問がある。しかし、社会全体において、男性も女性も希望に応じた働き方ができ、家庭や職業生活において性別による不平等が生じないことが重要である。男女共同参画社会の推進は難しい課題であるが、市民が住みやすく、生きやすい社会を目指すことが基本である。そのため、行政としては広報・啓発を強化し、困難に直面した際に相談できる体制を整えることが必要である。川崎市では男女共同参画センターを推進拠点として位置づけているが、センターの存在を知らない市民も多い。認知度を高め、男女共同参画の意義を理解し、異常な状況に疑問を持つことができる社会を形成することが重要である。また、女性支援法の制定により、孤立・孤独や貧困などの問題に直面した際に相談できることを市民に周知し、男女共同参画センターを相談先として認識させることが必要である。これらの取組によって市民生活が劇的に変わるわけではないかもしれないが、知識を持つ市民を増やし、問題に疑問を持ち、あるべき姿を考える社会を目指すために、行動計画は不可欠であると考えている。

(村尾会長) 計画策定にあたっては、いろいろな部署が関わっていると思うが、男女共同参画や男女平等推進を意識して動く社会にしていく上で、大きな動機づけやダイナミズムを生むようなものが行動計画であると個人的には思っている。

(板井副会長) DVと男女共同参画、男女平等の行動計画が統合されることにより、それぞれの要素が希薄化することへの懸念を抱いている。具体的には、支援調整会議によって関係機関の連携を強化する方向性であると理解しているが、現状の組織体制において、人員が集まり協議を行うだけで、どこまで緊密な連携が可能であるかについては懸念がある。そのため、川崎市において、より連携を強化するための新たな部署の設置等、組織体制の整備を検討する必要があると考える。なお、昨日の川崎市長選により現職市長の続投が決定したことで、今後計画が着実に進展することを期待している。しかし、組織体制の整備が進む中で、従来の取組が統合によって希薄化しないかという点については、引き続き懸念を抱いている。

(押田担当課長)

《事務局から資料4の説明》

(質疑なし)

議題（３） その他

《事務局から資料5の説明》

(前回の摘録は確定、本日の摘録は後ほど委員に送付)

(次回の審議会は1月27日（火） 15:00～17:00 オンライン開催)